

南町田グランベリーパーク駅周辺のまちづくりの推進に関する協定書

町田市（以下、「甲」という。）及び東急株式会社（以下、「乙」という。）は、甲乙間で2019年4月1日付けで締結した「町田市内の東急田園都市線沿線地域におけるまちづくりの推進に関する協定書（第1回更新）」（以下、「沿線協定」という。）に基づき、南町田グランベリーパーク駅周辺のまちづくりに関して、次の通りに協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙間で締結した2014年10月1日付け「南町田駅周辺におけるまちづくりの推進に関する協定書」及び2016年2月29日付け「南町田拠点創出まちづくりプロジェクトの共同推進に関する協定書」（以下、「プロジェクト協定」という。）において甲乙で合意した基本理念及び取組内容等を継承し、引き続き、甲及び乙が「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）を柱として南町田グランベリーパーク駅周辺のまちづくりに連携・共同して取り組むこと（以下、「本取組」という。）に合意し、その内容、推進方法等について定めることを目的とする。

（位置及び範囲）

第2条 本取組の中核となる本プロジェクトの実施範囲は、別紙「位置・範囲図」を基本とする。

（本取組の基本理念）

第3条 甲及び乙は、甲が2015年6月に策定した『南町田駅周辺地区拠点整備基本方針』（以下、「拠点整備方針」という。）に定めるまちづくりのコンセプト及び基本方針並びに沿線協定第1条に定める基本理念に則り、本取組の基本理念を以下のとおり定める。

- (1) 人口減少・高齢化の動向を捉え、郊外住宅地の魅力の再構築と持続的な発展のため、官民が連携・共同して、都市基盤、都市公園、商業施設、都市型住宅等を一体的に再整備し、都市公園と商業施設とが融合した全国でも例のない魅力的な「新しい暮らしの拠点」を創り出していく。
 - (2) 新たな住民の獲得や地域の住み替えサイクルの創出により、沿線地域一帯に暮らす世代間の循環やバランスのとれた人口構成を維持するとともに、地域内の交流の活性化をはじめ、来訪者を交えたにぎわい・交流活動を展開し、良好な住宅市街地とコミュニティを次世代につなげていくための持続可能なまちづくりに取り組む。
- 2 甲及び乙は、本取組の基本理念を共有し、将来にわたる地域の持続的な発展を目指して、地域の市民、地域団体等との連携を図りながら、主体的かつ継続的にまちづくりに取り組むものとする。
 - 3 本取組の推進において、甲及び乙は、第1項に定める本取組の基本理念の達成のために、必要に応じて、既存の制度や枠組みにとらわれない新しい手法、制度、体系等を創りだしていくことも視野に入れ、従来の官民の領域を相互に超えた提案、実践を行っていくものとする。

（取組内容）

第4条 甲及び乙は、前条に定める基本理念を達成するため、拠点整備方針における3つの方針内容を踏まえ、次に掲げる計画事項について取り組むものとする。

- (1) まちの回遊動線及び地域住民にとって安全なアクセス路となる歩行者ネットワークの構築
- (2) みどり・回遊・交流・にぎわいをコンセプトにした、都市公園、商業施設、パークライフ・サイト及び複合利用ゾーンに跨る、別紙に定める「にぎわいの融合ゾーン」(以下「融合ゾーン」という。)の形成・充実
- (3) 新たな定住人口の確保と地域の住み替えサイクル創出に資する都市型住宅機能の導入
- (4) 地域の防災・防犯性向上に資する機能の導入
- (5) プロジェクトエリア周辺地域における拠点機能の強化と更なる魅力向上
- (6) 南町田グランベリーパーク駅周辺と町田市内外地域との拠点間連携の検討

(推進手法)

第5条 甲及び乙は、双方がまちづくりの主体として、両者協議の上、次に掲げる手法を基本として、本取組を推進するよう努めるものとする。

(1) 土地区画整理事業

甲及び乙は、2021年2月24日付け東京都から施行認可を受けた「町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業 事業計画(第1回変更)」に基づき、事業を遂行する。

(2) 歩行者ネットワーク整備事業

甲及び乙は、拠点整備方針に基づき、公有地・民有地の区別なく連続した歩行者ネットワークとして形成するとともに、地域住民・来訪者にとって快適かつ安全安心に利用できる歩行空間として維持管理を図るものとする。

(3) 融合ゾーン魅力創出事業・複合利用ゾーン整備事業

甲及び乙は、拠点整備方針に基づき、既に整備した鶴間公園や商業施設の融合ゾーン整備や運営状況を踏まえ、更なるにぎわいの創出に資する融合ゾーンの拡充を図る。また、拠点整備方針で示す複合利用ゾーンの土地利用及び歩行者ネットワークに関する方向性を踏まえ、南町田グランベリーパークの各機能を補完する機能の導入を図るため、将来の土地利用計画に合わせた適切な役割分担を図り、連携して整備に取り組む。

(4) 都市型住宅整備事業

乙は、拠点整備方針に掲げる若年層など新たな住民の流入と地域の住み替えサイクルの実現に向けて、都市型住宅の整備に取り組むものとする。

(5) その他の拠点創出まちづくりの取組

甲及び乙は、周辺地域の開発動向を注視しながら、プロジェクトエリア及びその周辺地域における、更なる魅力向上及び町田市内外の拠点間連携につながるまちづくりに連携して取り組む。

(推進体制)

第6条 甲及び乙は、前条に掲げる事業推進にあたり緊密に連絡・連携を図るとともに、取組内容及び推進手法に応じた役割分担、費用負担、事業スケジュール等については別途協議して定め、必要に応じて、各事業の協定を締結して推進するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2024年3月31日までとし、甲及び乙は、有効期間満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2021年4月1日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号

町田市

市長 石阪 丈一



乙 東京都渋谷区南平台町5番6号

東急株式会社

取締役社長 高橋 和夫



位置・範囲図



